

## 社会福祉法人草加市社会福祉事業団行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日～平成27年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1：子を養育する職員資料を作成して職員に配布し、制度の周知を図る

<対策>

- 平成23年度～ 制度に関する資料の作成による職員への周知
- 平成24年度～ 前年度と利用数を比較し、制度の認知度を調査し、一層の周知を図る

目標2：超過業務の縮減及び環境に配慮し、ノー残業デイ（毎週木曜日）の職員への周知を図る

<対策>

- 平成23年度～ 施設長及び職員への周知
  - 平成24年度～ ノー残業デイの残業状況の調査、検討開始
  - 平成25年度～ 業務の削減、合理化の導入
- ※27年度末までに繰り返し行う。

目標3：年次休暇及び夏期休暇の取得推進を図る

<対策>

- 平成23年度～ 施設長及び職員への周知
  - 平成23年度末～ 取得状況の調査、夏期休暇に関しては、期間延長等を検討し、100%を目指す。
- ※各年度毎に対策を繰り返し行う。

目標4：若年者や障がい者等の職業訓練の場の提供やトライアル雇用の推進を図る。

<対策>

- 平成23年度～ 制度に関する資料を作成し、施設長及び職員への周知
- 平成24年度～ 受け入れ体制の整備及びホームページ等での広報活動を行う。